本号で公布された法令のあらまし

◇公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（法律第一四号）（厚生労働省）

一　国民年金法の一部改正関係

1　年金額の改定に関する事項

㈠　調整期間における改定率の改定に関する事項

(1)　調整期間における改定率の改定については、名目手取り賃金変動率に、調整率に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率を乗じて得た率（当該率が一を下回るときは、一。(3)のロにおいて「算出率」という。）を基準とするものとした。（第二七条の四第一項関係）

(2)　名目手取り賃金変動率が一を下回る場合の調整期間における改定率の改定については、(1)にかかわらず、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める率を基準とするものとした。（第二七条の四第二項関係）

イ　物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となるとき　名目手取り賃金変動率

ロ　物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき（ハの場合を除く。）　物価変動率

ハ　物価変動率が一を上回るとき　一

(3)　特別調整率とは、イにより設定し、ロにより改定した率をいうものとした。（第二七条の四第三項関係）

イ　平成二九年度における特別調整率は、一とするものとした。

ロ　特別調整率については、毎年度、名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率を算出率で除して得た率（名目手取り賃金変動率が一を下回るときは、調整率）を基準として改定するものとした。

㈡　調整期間における基準年度以後改定率の改定の特例に関する事項

(1)　調整期間における基準年度以後改定率の改定については、㈠にかかわらず、イに掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た率（当該率が一を下回るときは、一。(3)において「基準年度以後算出率」という。）を基準とするものとした。（第二七条の五第一項関係）

イ　物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）

ロ　調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率（当該年度が基準年度である場合にあっては、当該年度の前年度の特別調整率）を乗じて得た率

(2)　基準年度以後改定率の改定については、次に掲げる場合の調整期間における基準年度以後改定率の改定については、(1)にかかわらず、それぞれに定める率を基準とするものとした。（第二七条の五第二項関係）

イ　物価変動率が一を下回るとき　物価変動率

ロ　物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき　一

(3)　基準年度以後特別調整率とは、イにより設定し、ロにより改定した率をいうものとした。（第二七条の五第三項関係）

イ　基準年度における基準年度以後特別調整率は、(イ)に掲げる率に(ロ)に掲げる率を乗じて得た率とするものとした。

(イ)　基準年度の前年度の特別調整率

(ロ)　物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）に調整率を乗じて得た率を基準年度以後算出率で除して得た率（物価変動率又は名目手取り賃金変動率が一を下回るときは、調整率）

ロ　基準年度以後特別調整率については、毎年度、イの(ロ)に掲げる率を基準として改定するものとした。

㈢　改定率の改定等に関する事項

(1)　改定率については、毎年度、名目手取り賃金変動率を基準として改定するものとした。（第二七条の二関係）

(2)　基準年度以後改定率の改定については、(1)にかかわらず、物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）を基準とするものとした。（第二七条の三関係）

㈣　調整期間における改定率の改定の特例に関する事項

(1)　名目手取り賃金変動率が一を下回る場合の調整期間における改定率の改定については、㈡の(1)にかかわらず、名目手取り賃金変動率を基準とするものとした。（第二七条の四第二項関係）

(2)　次に掲げる場合の調整期間における基準年度以後改定率の改定については、㈡の(1)にかかわらず、それぞれに定める率を基準とするものとした。（第二七条の五第二項関係）

イ　物価変動率が一を下回るとき（ロに掲げる場合を除く。）　物価変動率

ロ　物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき名目手取り賃金変動率

2　平成三一年度以後の年度に属する月の月分の保険料の額を、一万七、〇〇〇円に保険料改定率を乗じて得た額とするものとした。（第八七条第三項関係）

3　被保険者は、出産の予定日（厚生労働省令で定める場合にあっては、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合においては、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料は、納付することを要しないものとした。（第八八条の二関係）

4　厚生労働大臣及び日本年金機構（以下「機構」という。）は、国民年金事業が適正かつ円滑に行われるよう、相互の密接な連携を確保しなければならないものとし、厚生労働大臣は、機構の協力の下に、国民年金事業に関する事務に従事する厚生労働省の職員に対し、当該事務を適正かつ円滑に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとした。（第一〇九条の一三及び第一〇九条の一四関係）

5　政府は、独立行政法人福祉医療機構に行わせることとしている教育資金の貸付けのあっせんを行う業務を、平成二九年三月三一日までの間、行うことができるものとした。（附則第九条の五第二項関係）

二　厚生年金保険法の一部改正関係

年金額の改定等について、一の1、4及び5に準じた改正を行うものとした。（第四三条の二～第四三条の五、第一〇〇条の一三、第一〇〇条の一四及び附則第三一条第二項関係）

三　年金積立金管理運用独立行政法人法の一部改正関係

1　経営委員会に関する事項

㈠　管理運用法人に、経営委員会を置くものとした。（第五条の二関係）

㈡　経営委員会の権限に関する事項

(1)　経営委員会は、業務方法書の変更、中期計画及び年度計画の作成又は変更等の議決並びに役員の職務の執行の監督を行うものとした。（第五条の三第一項関係）

(2)　管理運用業務の実施状況の監視について、監査委員会に行わせることができるものとした。（第五条の三第二項関係）

㈢　経営委員会の組織に関する事項

経営委員会は、委員長並びに監査委員である委員及びそれ以外の委員八人以内並びに理事長で組織するものとした。（第五条の四第一項関係）

㈣　経営委員会の招集、議事の運営及び議事録等の公表に関し所要の規定を設けるものとした。（第五条の五～第五条の七関係）

2　監査委員会に関する事項

㈠　管理運用法人に監査委員会を置き、監査委員三人以上で組織するものとした。（第五条の八関係）

㈡　監査委員会の職務及び権限に関する事項

(1)　監査委員会の職務及び権限について、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の規定の必要な読替えを置くものとした。（第五条の九第一項関係）

(2)　監査委員会は、経営委員会の定めるところにより、管理運用業務の実施状況の監視を行うものとした。（第五条の九第二項関係）